令和３年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、令和３年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人幡多医師会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療介護連携ネットワークシステムに参加する際に係る同システムへの接続に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助率）

第３条　補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率については、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表第１の第２欄に掲げる基準額と同表の第３欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）補助事業の内容又は経費の配分等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

（３）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第３号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（６）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（７）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（８）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（９）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（10）補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（11）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（照会、報告）

第８条　知事は、補助金の交付に関する必要な事項について、補助事業者に照会し、又は報告を求めることができる。

（実績報告等）

第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第７条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第７条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（繰越承認申請）

第10条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第６号様式による繰越承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の４月10日までに、別記第７号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第11条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第８号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第12条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 補助対象事業 | ２ 基準額 | ３ 補助対象経費 | ４ 補助率 |
| 参加施設のシステムの接続に係る事業 | 23,311,000円ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。病院（情報提供）　　　　　　　6,973千円病院（情報参照のみ）　　　　　 550千円診療所（情報提供）　　　　　　 660千円診療所（情報参照のみ）　　　　 110千円病院・診療所（画像連携） 　　1,100千円歯科診療所　　　　　　　　　　 110千円薬局　　　　　　　　　　　　　 330千円介護事業所　　　　　　　　　　 55千円 | 委託料 | 定額 |

別表第２（第５条－第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。